

クビアカツヤカミキリ防除対策業務委託契約書（案）

発注者 大和高田市（以下「甲」という。）と受注者_____（以下「乙」という。）は、本契約書に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、本契約（本契約書及び別紙仕様書を内容とする大中公園及び高田川周辺（高田千本桜）のクビアカツヤカミキリ防除対策業務委託の契約をいう。以下同じ。）を信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務内容）

第1条 甲が乙に委託する業務内容は、別紙仕様書に基づくものとする。

（契約金額）

第2条 甲が乙に支払う委託料は、下記のとおりとする。

金_____円（うち消費税等_____円）

（検査）

第3条 乙は、業務を完了したときは、甲に対し業務完了の報告書を提出しなければならない。

甲は、報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。

（契約代金の支払）

第4条 前条の規定による検査に合格したときは、乙は請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。

（履行期間）

第5条 本契約の実施時期については、契約締結日から令和9年1月31日までの間とする。

（報告）

第6条 乙は、受託業務の実施にあたり、所定の実施報告並びに完了報告を甲にするものとする。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第7条 業務の処理に関して発生した損害のために必要が生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、本契約により生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（1） 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。

（2） 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、契約の履行のため甲が行う監督及び検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、本契約条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 前条の規定により契約を解除した場合、甲は乙に対し、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収するものとする。

(談合等による解除)

第11条 甲は、乙が本契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができるものとする。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除

措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（賠償金）

第12条 前条各号の規定に該当する場合、乙は、契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。当該契約を履行した後も、同様とする。

（管轄裁判所）

第13条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（疑義の解決）

第14条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）、大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者（甲） 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

受注者（乙）